第50回西淀川区民まつり「街角グルメ」出店者募集要項

第 50 回西淀川区民まつりでは、みんなでつくる地域のまつりとして、より賑わい、これまで以上に来場者の皆さまに安心して楽しんでいただけるまつりにするために、ご来場の方々へ西淀川区の魅力を発信する出店者を募集します。本要項は、西淀川区内で飲食店および食品販売営む事業者の方たちを集め「街角グルメ」として西淀川区民まつりを盛り上げていく催しの募集要項となります。

■開催概要

□テーマ

第５０回記念 みんなで創ろう！ 西淀川区民まつり

□開催日時

令和５年９月１６日（土）１１：００～１６：００（小雨決行、荒天中止）

□開催場所

西淀公園（大阪市西淀川区大和田１丁目）

■募集概要

□応募資格

西淀川区で飲食店および食品販売を営む事業者の方で西淀川区民まつりへの出店を希望される方

□出店時間（西淀川区民まつり開催時間）

１１：００～１６：００（準備・撤収時間等のぞく）

□出店場所

西淀公園グラウンド内

※ブース（テント）の配置は主催者で決定します。

□募集ブース数

若干数（１団体１ブース厳守） ※1団体で複数の応募はご遠慮ください

□ブースの仕様

１ブースあたりタテ５．４ｍ×ヨコ３．６mの白テント ※原則ヨコが来場者向け（前面）

以下の設備は主催者が用意します。

①長机（180cm×45cm）４台 ②パイプ椅子８脚

③電源（コンセント）２口 １．５ＫＷまで（希望者のみ）

④出店名看板１枚（文字表記のみ）

□出店料等

①出店料 １ブース20,000円

※出店料にはテント１張と上記ブースの仕様の①～④が含まれます

②追加設備（主催者が用意する長机４台・パイプ椅子８脚以外で追加希望する場合）

長机：１台200円 パイプ椅子：１脚100円

③シンク代：3,000円 ※食品の調理および提供を行う出店者のみ

※食品の調理および提供を行う出店に際しては、衛生管理上、テントの三方囲いとテント内にシ

ンク１台の設置が必須となりますので、シンク代のご負担をお願いします。

④氷１貫：450円（希望者のみ）

□キッチンカーによる出店

キッチンカーによる出店を希望される場合は、事前に主催者に連絡してください。

１台あたり20,000円

※キッチンカーについては、食品衛生法に基づく営業許可を取得している自動車を使用してください。取り扱える品目は、許可証に添付された「自動車営業設備の概要」に記載されている品目のみです。

■申込方法について

□募集期限

７月３１日（月）１７：３０まで

□申込方法

別紙「出店者申込書」及び「誓約書」に必要事項を記入のうえ、次の方法でお申込みください。

・直接持参　　＊９：１５～２０：３０　※ただし、７月３１日(月)は１７：３０まで

・郵　　送　　＊締切日の消印有効

・ファックス　＊締切日１７：３０までの到着分有効

・メ ー ル　　＊締切日１７：３０までの到着分有効

※虚偽の記載があった場合には、申込みを無効とします。

□出店者決定

申込内容により主催者側で審査し、出店者を決定（応募者多数の場合は抽選）します。

なお、出店者の決定にあたり、必要に応じてお問合せを行う場合があります。

結果については、令和５年８月中旬までに、出店申込者あてに郵送で通知します。

決定方法(抽選)及び結果についてのお問合せ、異議については一切お答えすることができません。

□スケジュール

７月３１日（月）　　出店申込締切

８月上旬　主催者にて出店者の決定（応募者多数の場合は抽選）

□キャンセルについて

原則、キャンセルは不可とします。

□その他

西淀川区民まつりがテント等設営前に中止になった場合を除き、いかなる場合においても出店料の返金は行いません。

■出店条件

応募できる出店者は、以下の条件を全て満たしていることとします。

（１）西淀川区民まつりの趣旨を理解し、賛同していただけること

（２）注意事項を守り、西淀川区民まつりに楽しくご参加できる方

（３）出店・販売商品に対して責任を持ち、販売後のクレームにも真摯に対応できること

（４）宗教活動、政治活動を目的としないこと

（５）暴力団またはその関係者でないこと
（６）法令を遵守し、公序良俗に反する物品の提示・提供や販売を行わないこと。
＊大阪市契約関係暴力団排除措置要綱等により、暴力団関係ならびに公序良俗に反するおそれがあると認められた場合は出店できません。出店決定後に判明した場合は、即時、出店を取り消します。
＊その他、主催者がふさわしくないと判断した場合は、出店をお断りすることがあります。

■出店に関する注意事項
□販売に関して
販売する物は、主催者が事前に承認したものに限ります。
なお、承認内容に反する方法で販売した場合は、販売を中止いただくことがあります。
□設備等に関して
（１）電源設備を利用してホットプレートなどを使用される場合は、容量にご注意ください。また、発電機の持ち込みはできませんので、ご了承ください。
（２）ガス設備はありませんので、必要な場合は事前に主催者に確認し、出店者において用意してください。
（３）簡易な水道設備は主催者側で会場内に１ヶ所用意します。
（４）火器を使用する場合は、出店者側で消火器をご準備ください。
□衛生管理・原状回復に関して
（１）衛生管理には十分注意を払い、消毒液等で定期的に手などの消毒をお願いします。
（２）油等で主催者側が用意する設備が汚れる可能性がある場合は、必ずブルーシート等で養生するなど防止措置を講じてください。
（３）区民まつり終了後は、出店スペースの原状回復を行ってください。工作・飲食物等により出店スペースが汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃してください。
（４）出店者の責(利用者も含む)により施設・設備をき損もしくは減失した場合は、出店者により原状回復を行ってください。

■食品の調理および提供等の出店にかかる注意事項
□食品衛生に関して
・区民まつりのテントで食品等を取り扱う場合は、食品衛生法上の「臨時出店」に該当し、営業許可は不要ですが、取扱い可能な食品、必要な設備等は露店営業に準じます。
※参考：西淀川区ホームページ「臨時出店届について」
□販売に関して
・販売する飲食物は、主催者が事前に承認したものに限ります。
なお、承認内容に反する方法で販売した場合は、販売を中止いただくことがあります。

□出店に関して

（１）出店内容については、保健所・消防署等との調整により、実施不可になる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

（２）酒類を販売する場合は、所轄税務署へお問合わせください。

（３）調理にともない、火気の使用には制限があります。

（４）別紙「臨時出店の手引き（西淀川区）」をご参照ください。

□責任・保証に関して

（１）食品の取り扱いについて、食品衛生法及び関連法令の法規定・衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者各自が自主責任として、食中毒や事故、苦情等が発生しないように十分注意してください。

万が一、食中毒や異物混入を疑う事例が発生した場合は、速やかに主催者および大阪市保健所西部衛生監視事務所に報告してください。

※大阪市保健所西部生活衛生監視事務所

大阪市港区市岡1－15－25（港区役所4階）

TEL：06－6576－9240（平日９：００～１７：３０まで）

（２）衛生管理、保険などについては、出店者の責任において対応してください。また、保健所、警察、消防などより指導があった場合は、それに従ってください。

（３）洗浄水や油等は、公園敷地内へ流さないでください。

（４）汁物を提供する場合の残り汁等は出店者で持ち帰り、適切に処理してください。

＜食品の調理および提供等に関するお問い合わせ＞

大阪市西淀川区役所　保健福祉課健康推進グループ（食品衛生担当：西村）

大阪市西淀川区御幣島1－2－10　西淀川区役所2階　25番窓口

TEL：06－6478－9973（平日９：００～１７：３０まで）

■搬入・搬出、お車でのご利用に関して

（１）会場への物品搬入・搬出は事務局の指示に従ってください。

（２）公園内に車両を進入して搬入・搬出される場合は、事前に届け出が必要です。なお、出店者用の駐車場はご用意していません。

■会場に関して

（１）拡声器、マイクなどによる宣伝、騒音とみなされる音響設備の使用は禁止です。

（２）ブースで発生したごみ処理については、主催者の指導に沿って出店者の責任において適切に処理してください。

（３）出店者の責(利用者も含む)により施設・設備をき損もしくは減失した場合は、原状回復を行ってください。

（４）会場内は全面禁煙です。

■出店者の責任・保証に関して

（1）出店に際して生じたトラブルについては、出店者が一切の責任を負うものとし、不慮の事態が起きた場合は主催者と協議のうえ対応してください。

（2）出店商品などの管理、保護については出店者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害などに対して、主催者はその損害を補償しません。

（3）混雑時は、出店者で利用者の誘導整理を行い、歩行動線の確保に努めてください。

（4）現金その他持ち込み物品の管理は出店者で行ってください。会場での紛失・盗難・破損等について、主催者は一切の責任を負いません。

■禁止事項

（1）周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為

（2）所定ブース以外での販売および看板等の設置

■その他

（1）出店条件を逸脱するような行為が見受けられる場合、主催者から指導することがあります。これに従っていただけない場合には、即時撤去していただきます。

（2）応募に際し提出された書類は主催者が厳重に管理し、出店者の決定の用途に限り使用します。これらに記載されている個人情報は正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。なお、提出された書類は返却しません。

（3）主催者側で出店時の写真を撮影し、広報等で使用させていただく場合があります。使用不可の場合は、申込時にその旨お知らせください。

（4）応募にかかる費用は、出店申込者側で負担してください。

（5）雨天の場合は、開催中止またはプログラムの内容を一部変更・縮小して開催する場合があります。

（6）万が一、事故等が発生した場合、速やかに主催者に報告し、出店者自らの責任と費用をもって、被害があった方の健康と安全を最優先に対応してください。

■主催

第 50 回西淀川区民まつり実行委員会・西淀川区役所

■申込み・問合せ先（受託事業者）

■申込み（郵便・FAX・メールいずれかによる申込み）・お問い合わせ

事務局：（一財）大阪市コミュニティ協会西淀川区支部協議会（担当：中谷）

大阪市西淀川区大和田２丁目５番７号　西淀川区民会館内

TEL：０６－６４７１－９２１７　　ＦＡＸ：０６－６４７１－６６９４

メール:nishiyodomatsuri@gmail.com

まつり特設ページ：https://nishiyodomatsuri.jimdo.com/

第50回西淀川区民まつり出店者申込書　【街角グルメ】

必要事項をご記入のうえ、下記申込み先まで、直接持参・郵送・メールでお申込みください。
【7月３１日（月）しめきり】＊応募者多数のため、１団体で複数の応募はご遠慮ください。

ふりがな 店舗名

１．出店者概要

ふりがな 代表者氏名 （生年月日：　　年　　月　　日生）	
ふりがな 住所（〒　　－　　）	
ご連絡先（＊はあれば必ず記載お願いします） （TEL）　　（FAX＊） （携帯電話＊）　　（メール＊）	
西淀川区に	在住　・　在勤　・　在学 具体的に（例：実店舗が区内等）

２．ご担当者連絡先

※資料送付、内容確認、緊急確認等、適宜ご連絡させていただきますので予めご了承ください。

□１．出店者概要と同じ（同じ場合は、左の□にチェックをお願いします）

ふりがな 担当者氏名
ふりがな 住所（〒　　－　　）
ご連絡先 （TEL）　　（FAX＊） （携帯電話＊）　　（メール＊）

３．出店概要

※当日配布するプログラムに記載する出店名・内容をご記入ください。ご希望に添えない場合もございます。

ふりがな 出店団体名（プログラム掲載用：16文字以下）
出店内容（プログラム掲載用：16文字以下）
出店内容詳細（出店商品と販売価格帯含む）＊例：やきとり／250円等

４．準備、備品等について

テントの大きさ	W３.６×D５.４m（2間3間テント）[規定]
机の希望数	【　　】台（規定数４を含んだ数を記入）
椅子の希望数	【　　】台（規定数８を含んだ数を記入）
電源使用	有　・　無
電源使用理由 （電源使用有の場合、 必ず記入をお願いします）	使用器具名【　　】・消費電力【　　】W 使用器具名【　　】・消費電力【　　】W 2口コンセント（100V 2kwまで）【　　】個
火器使用	有　・　無
火器使用理由 （火器使用有の場合、 必ず記入をお願いします）	使用器具名 【　プロパン　・　炭　・　コンロ　・　カセットコンロ　・　七輪 その他（　　）　】
搬入出の際の車両乗入れ	【　　】台　・　不要
車両ナンバー （ナンバープレートの情報全て）	（　　）（　　）（　　） 例）大阪（　500　）（　す　）（　12-34　）
車両の責任者（運転手）	氏名　　連絡先

５．広報について

団体PR文

□ 出店時の写真を広報等で使用することについて、了承しました。
（了承できない場合、左の□に×をお願いします）

【お申込み・お問合せ先】（受託事業者）
(一財)大阪市コミュニティ協会 西淀川区支部協議会 〒５５５-００３２　大阪市西淀川区大和田２－５－７　大阪市立西淀川区民会館 TEL ０６－６４７１－９２１７　　FAX ０６－６４７１－６６９４ Mail nishiyodomatsuri@gmail.com HP https://nishiyodomatsuri.jimdofree.com/

提供いただいた個人情報は、出店者への連絡先として、また出店に関するご案内等を送付する場合など、取扱い目的の範囲で利用いたします。

誓　約　書

令和５年　　月　　日

第５０回西淀川区民まつり実行委員会・西淀川区役所　御中

「第５０回西淀川区民まつり」の出店者募集について、「募集要項」を熟読のうえ、その内容を確認しました。

下記を全て了承のうえ、出店を申し込みます。また、出店を行うにあたり、次の事項について誓約します。

●西淀川区民まつりの趣旨を理解し、賛同します。
●「募集要項」記載事項を遵守します。また、協議事項においても主催者の判断に従います。その際には、主催者に対していかなる損害賠償も求めません。
●出店にあたり発生した事故及び物品販売に起因する全ての事項については、出店者が責任を持って解決し、主催者に一切の賠償などの請求は行いません。
●出店内容について事前確認と衛生指導を受け、食品衛生の確保、事前防止に努めます。
●出店により出たゴミの処理については主催者の指導に従います。
●出店するにあたり、関係法令（大阪市公園条例等）を遵守いたします。
●会場内においては、事業の安全運営を第一に、主催者より指示があった場合は速やかに指示に従います。
●主催者と十分な連携をとって事業を実施いたします。
●食中毒を疑う事例や、食品への異物混入事故が発生した場合は、直ちに主催者及び保健所西部生活衛生監視事務所に報告します。
●大阪市契約関係暴力団排除措置要綱を遵守いたします。
●自己又は自社の役員・関係者等が、次の各号のいずれにも該当しておりません。
　・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下この様式において「暴力団」という。）
　・暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
　・当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
　・暴力団員がその経緯に実質的に関与している者
　・自己、自社又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
　・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
　・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

住所

団体名・会社名・店舗名

代表者名（役職）

印